

J S A F 会員の皆様へ

平成 2 8 年 1 2 月 5 日
J S A F 総務委員会

平成 2 9 年度からの J S A F カード式会員証の原則廃止と年会費徴収方法の決済代行への 全面移行及び会員管理システム改善について

標記の件について下記のとおりとしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 会員管理新システム移行における経過措置

- (1) 新システム移行に伴い、従来の J S A F カード式会員証の電子化を同時に実施しました。具体的には、J S A F 年会費のお支払をいただいた会員の皆様には、新システム操作画面上（スマートフォン、タブレット端末、P C）に、J S A F 会員証を表示するようにしました。
- (2) 従来のカード式会員証は、会員管理新システム稼働開始にあたり、会員証の電子化により、原則廃止としました。
- (3) しかしながら、電子会員証閲覧の条件である会員メールアドレスの登録が 5, 0 0 0 名弱と少なく、多くの J S A F 会員が電子会員証を利用できない状況にあることから、経過措置として以下の通りとしました。
 - ・ 2 0 1 5 年度及び 2 0 1 6 年度に限り、J S A F 会員全員にカード会員証を発行する。
 - ・ カード会員証は、各加盟団体宛に従来通り一括して J S A F より送付する。
 - ・ カード会員証の会員宛送付は、各加盟団体負担にてお願いする。

2. 平成 2 9 年度（2 0 1 7 年）J S A F カード会員証について

- (1) 平成 2 6 年度 J S A F 会員管理新システム稼働開始から 2 年が経過し、電子会員証閲覧の条件である会員メールアドレスの登録数が増加し、大半の会員各位において電子会員証の利用が可能な状況となっておりますので、平成 2 9 年度以降のカード式会員証は廃止とします。
- (2) なお、電子会員証の利用環境がない等の理由で、印刷された会員証の発行を希望する会員には、現行の電子会員証の P D F 化により加盟団体にて印刷・配布を可能としましたので、所属する加盟団体へご依頼ください。
- (3) 電子会員証の P D F ダウンロード化、発行方式の変更は平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日より開始します。

3. 平成 2 9 年度（2 0 1 7 年）J S A F 年会費支払い方式について

- (1) J S A F 年会費納付方法を、決済代行方式（クレジットカード・コンビニ決済、ネットバンキング、口座振替）へ全面移行します。加盟団体・特別加盟団体へ直接納付する従来方式は、原則廃止といたします。
- (2) J S A F 年会費のお支払いは、J S A F ホームページの「Membership」からエントリーし、「新規」もしくは「継続」を選択することにより、この決済代行が利用できます。
- (3) 実施期日：平成 2 9 年 3 月 1 日より上記方式の運用を開始します。

以上